

付 属 資 料

諮問書

答申書

策定経過

南国市振興計画審議会条例

南国市振興計画審議会委員名簿

南国市行政計画策定委員会規程

南国市行政計画策定委員会委員名簿

18南企第 239号
平成19年1月12日

南国市振興計画審議会
会長 篠 和夫 様

南国市長 浜田 純

第3次南国市総合計画について（諮問）

南国市振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、第3次南国市総合計画(原案)について貴審議会の意見を求めます。

平成19年2月22日

南国市長 浜田 純 様

南国市振興計画審議会
会長 篠 和夫

南国市第3次総合計画案について（答申）

平成19年1月12日付、18南企第239号をもって諮問のありました第3次南国市総合計画案について別紙のとおり答申します。

答 申

南国市の第3次総合計画案は、前計画の総括と新たな時代潮流を加味し、基本構想において「いきいき なんこく みんなで築く協働のまちづくり」をキャッチフレーズとして掲げ、その実現に向けて、市民と築く「地域協働のまちづくり」、安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」、安心して生涯を託せる「健康福祉のまちづくり」、こころ豊かにふれあう「文化交流のまちづくり」、活力あふれる「産業拠点のまちづくり」の5つの基本施策を掲げています。そして、重点的、誘導的に進めるべき施策を「新しいまちづくりの戦略プロジェクト」と位置付け、3つのプロジェクトを設定しています。

また、基本計画は基本構想で掲げた5つの基本施策を実現するため、行政の各分野ごとの取り組みを体系的に示しています。

本審議会は、市長より諮問を受けた原案について、慎重に審議を重ねた結果、大綱は概ね妥当と認めますが、若干の補充と修正を加え、下記の意見・要望事項を付して答申します。

市長は、審議会の答申の趣旨を尊重し、本計画の実施のため格段の努力と、積極的な取り組みを強く要望します。

記

1. 計画の実行に当たって

南国市総合計画は、南国市のまちづくりの目標とそれを具体化するための基本方針を掲げたものであり、市の最上位計画と位置付けられている。最も重要なことは、いかにしてこの計画を実行していくかであり、そのためには限られた財源を最大限有効に使う努力が必要である。今後も厳しい行財政運営が予測されることを踏まえ、行財政改革を更に推進し、施策の適切な選択と集中に努めていただきたい。

2. 市民と行政との協働

地方分権社会の進展と市民のまちづくりへの参加意欲の高まりを踏まえ、本計画のキャッチフレーズである「市民との協働」を実現するためにも、計画に掲げる施策の推進にあたっては、地域住民によるボランティア活動や民間活力を導入し、市民と行政との協働の取り組みを一層進めるよう要望する。

3. 若い世代が定住するまち

南国市が今後も元気な都市であるためには、若い世代がここに住みたいと思うまちでなければならない。そのために、農林水産業・工業・商業・観光等を振興するとともに、実効性のある子育て支援対策に取り組んでいただきたい。

4. まちづくり戦略プロジェクト

新しいまちづくりをリードする「市民いきいき健康・食育先進都市プロジェクト」「まちの次代を担う人づくり・子育て支援促進プロジェクト」「産学連携の新産業創造拠点形成プロジェクト」の3つの戦略プロジェクトは、南国市が特色あるまちづくりを推進するために極めて重要なプロジェクトであり、集中的に取り組むよう要望する。

5. 目標人口の達成のために

目標人口は妥当であると判断するが、その達成には不断の努力が求められる。そのため、計画に掲げられた土地利用基本方針に従い、積極的な取り組みを要望する。

南国市総合計画策定経過

平成17年6月～7月

- ・市民へのアンケートの実施。 2,000人対象
- ・まちづくりの方向及び市政運営の方向について市長の考えを聞く。

平成17年7月～8月

- ・南国市行政計画策定委員会の設置
- ・各課の現状と課題、今後の方向、施策等についてヒヤリングを行う。

平成17年8月～9月

- ・アンケート結果報告書作成

平成17年10月

- ・基本構想素案を策定

平成17年11月

- ・前総合計画を主要施策ごとに点検・評価し、報告書をまとめる。

平成17年11月28日

- ・第1回南国市行政計画策定委員会で基本構想素案を検討

平成18年2月

- ・南国市総合計画基本計画素案の策定

平成18年4月～5月

- ・基本構想・基本計画素案についてパブリックコメントを実施

平成18年10月10日

- ・第2回南国市行政計画策定委員会
基本構想及び基本計画素案の検討、修正を行う

平成19年1月12日

- ・第1回南国市振興計画審議会
市長より総合計画案を諮問
基本構想及び基本計画案の検討

平成19年2月15日

- ・第2回南国市振興計画審議会
基本構想及び基本計画案の最終検討

平成19年2月22日

- ・南国市振興計画審議会が総合計画案を答申

南国市振興計画審議会条例

昭和44年3月28日条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南国市振興計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、南国市振興計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 市農業委員会の委員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公共的団体の役員及び職員
- (6) 地域的代表
- (7) 識見を有する者
- (8) 市の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命された後に、当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(報酬等)

第6条の2 委員の報酬及び費用弁償は、南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費

用弁償支給条例（昭和34年南国市条例第39号）の別表のその他の委員の規定を準用する。

（庶務）

第6条の3 審議会の庶務は、企画課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第36号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第35号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

南国市振興計画審議会委員名簿

会 長 篠 和夫

副会長 高橋 学

氏 名	役 職 名
高橋 学	南国市議会議長
野村 新作	〃 総務常任委員長
竹内 克憲	〃 産業建設常任委員長
土居 篤男	〃 教育民生常任委員長
門田 道宏	南国市教育委員長
浜田 幸男	南国市農業委員会会長
島田 博仁	高知県中央東土木事務所所長
田上 豊資	高知県中央東福祉保健所所長
竹内 淳輔	南国市環境委員連合会会長
窪川 成生	南国市社会福祉協議会会長
高木 博美	南国市婦人会連合会会長
福井 博子	人権擁護委員
谷 幸三郎	南国市老人クラブ連合会会長
山本 恵子	介護老人保健施設夢の里施設長
橋詰 之夫	南国市文化協会会長
武市 憲雄	南国市地域活性化自治活動団体連合会会長
坂本 孝幸	ボランティアグループあかつき会代表
佐々木 武男	南国市農業協同組合組合長
岩崎 秀雄	(社)高知県工業会南国部会会長
吉村 雅男	南国市商工会会長
浦松 金吉	土長南国医師会会長
北村 義博	南国市健康文化都市づくり推進委員会連絡協議会会長
坂東 隆志	高知県中央児童相談所所長
上野 脩幸	高知大学医学部医学科教授
篠 和夫	高知大学農学部学部長
藤田 正憲	高知工業高等専門学校校長

南国市行政計画策定委員会規程

昭和52年6月1日訓令第1号

(設置)

第1条 南国市の行政に関する計画の策定、その他重要な事項を調査し審議するため、南国市行政計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は次の委員をもって組織する。

2 委員長は助役、副委員長には収入役をもって充てる。

3 委員は、参事及び課長並びに所属長のうちから市長が任命する。

(任務)

第3条 委員会の任務は次のとおりとする。

(1) 審議事項

ア 市の基本方針、基本計画に関すること。

イ 市の行政機構並びに行政事務の改善に関すること。

ウ その他、市の行政に関する重要な事項

(2) 委員長の任務

委員長は、市長の命を受けた審議事項について調査研究し、成案のうえ市長に建議する。

ア 委員長は、諮問事項が複雑、かつ、精密な調査を要するものについては、専門部会を置くことができる。

イ 専門部会委員は、委員長が職員のうちから任命する。部会長は、審議事項の分掌課長が担当する。

(職務)

第4条 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代理する。

3 専門部会長は、専門部会を代表する。

(任期)

第5条 委員及び専門部会員の任期は一年とし、再任を妨げない。

(会議等)

第6条 会議は、必要により委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長が務める。

3 部会の議長は、部会長が務める。

(委員でない者の出席)

第7条 委員長及び部会長は、委員でない者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務処理)

第8条 委員会の事務は、企画課において処理する。ただし、特別な審議事項については、担当課において庶務を分掌する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 南国市行政計画策定委員会規程(昭和44年南国市訓令第3号)は、廃止する。

附 則(昭和62年訓令第5号)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成6年訓令第5号)

この規程は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成10年訓令第2号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

南国市行政計画策定委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名
委 員 長	助役	橋 詰 壽 人
副 委 員 長	収入役	竹 中 守
総 務 課	総務課長	和 田 義 許
財 政 課	財政課長	豊 永 克 重
企 画 課	企画課長	山 崎 正 道
税 務 課	税務課長	谷 田 豊
市 民 課	市民課長	石 川 明 美
保 健 課	保健課長	中 村 さ ぢ
保 健 福 祉 セ ン タ ー	保健福祉センター所長	溝 淵 勉
環 境 課	環境課長	井 口 善 喜
農 林 課	農林課長	西 川 潔
商 工 水 産 課	商工水産課長	池 内 哲 男
建 設 課	建設課長	万 徳 恒 文
都 市 計 画 課	都市計画課長	佐 々 木 生 男
住 宅 課	住宅課長	池 知 隆
会 計 課	会計課長	永 吉 拓 道
福 祉 事 務 所	福祉事務所長	岸 本 敏 弘
教 育 委 員 会	学校教育課長	竹 内 直 人
”	生涯学習課長	小 串 一
上 下 水 道 局	上下水道局長	高 木 正 平
議 会 事 務 局	議会事務局長	中 山 泰 夫
選 挙 管 理 委 員 会	選挙管理委員会事務局長	石 井 守
農 業 委 員 会	農業委員会事務局長	井 上 真 実
監 査 委 員 事 務 局	監査委員事務局長	谷 田 一 男
消 防 本 部	消防長	西 岡 次 男

事務局

企画課長補佐 西川 公典